

デジタルリテラシーについて

全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの必要性・重要性について周知すること及びデジタルリテラシーを含むカリキュラムの設定を必須とすること。

※訓練実施機関から全ての訓練受講者に【別紙１】の資料「デジタルリテラシーについて」を配付するとともに（白黒、両面等の形式は自由）、合わせて【別紙２】のリーフレットを配付し、厚労省ホームページには別紙１のカラー版も掲載されていることを周知すること。

【別紙３】 デジタルリテラシーチェックシートをご提出ください。